

強い水産業づくり交付金（経営構造改善目標及び漁港機能高度化目標）事業
に係る事後評価について

平成21年7月13日付け21水港第1334号
水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知

強い水産業づくり交付金のうちの経営構造改善目標及び漁港機能高度化目標に係る事業の事後評価については、強い水産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16水港第3235号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、強い水産業づくり交付金実施要領（平成17年3月23日付け16水港第3237号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）等のほか、下記のとおり定めるので、御了知の上、事業の適正かつ厳正な実施に御配慮願いたい。

なお、貴職管下の関係市町村へは、貴職から通知されたい。

記

第1 対象とする事業の範囲

対象とする事業は、強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインについて（平成17年3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第3の2（5）及び第4（4）のメニューの内容に掲げる事業とする。

第2 事後評価の実施単位

事後評価の実施単位は、ガイドライン第3の2（5）及び第4（4）のメニューの内容に掲げる施設等を整備する事業（設計単位）ごととする。

ただし、事業効果を分離して取り扱うことが困難な複数の施設を整備する事業又は一体的に整備することによって一層効果が発現されると考えられる複数の施設を整備する事業については、それらの事業について一体的に評価を行うこととする。

第3 事後評価の内容

交付金の交付を受けた都道府県等（以下「都道府県等」という。）は目標年度の翌年度において、当該施設整備に伴って生じた便益（受益者が享受できる効果を貨幣換算したもの）を明確化し、資源増産量等を明らかにし、成果目標の達成状況について以下のとおり評価を行う。

1 成果目標を施設整備後目標年度までの総便益額としている場合

- ① 施設整備後の便益及び維持管理経費について、可能な限り定量的に把握した上で、事業計画策定時に想定した便益に対する達成状況の検証を行う。
- ② 施設整備後、事業計画策定時に想定した便益以外の便益が認められる場合には、当該便益も含めて達成状況の検証を行う。この場合、当該便益が定量的に把握できるときは、施設整備後の便益の数値に加えることができるものとする。
- ③ 事業計画策定時に想定した便益について、魚価の変動等により、そのままの数値を用いて達成状況の検証を行うことが不適切であると認められる場合には、その理由を明らかにした上で、成果目標の補正を行うことができるものとし、これに対する達成状況の検証を行う。

2 成果目標を資源増産量又は漁獲量としている場合

- ① 当該施設整備に伴って生じた資源増産量又は漁獲量を可能な限り定量的に把握した上で、達成状況の検証を行う。
- ② 施設整備後、事業計画策定時に想定した魚種以外の資源増産又は漁獲が認められる場合には、当該魚種の資源増産量や漁獲量も含めて達成状況の検証を行う。

3 成果目標を上記の1又は2以外のものとしている場合

事業計画策定時に想定した効果（目標値）について、施設整備後の実績値を統計資料又はアンケート調査等を通じて可能な限り定量的・客観的に把握した上で、

達成状況の検証を行う。なお、防災安全施設等について、実績値の把握が困難な場合は、評価時点での集落対象人口等の社会経済情勢等を踏まえ、想定される災害が評価後に発生した際の当該施設の効果を推定し、目標値の評価を行う。

- 4 実施要領第5の2の成果目標が達成されていない場合とは、成果目標の達成率が70%未満である場合とする。

第4 事後評価の実施体制

1 事業実施主体

事業実施主体は、施設整備後に発生した便益、維持管理経費等について定量的な把握に努め、都道府県等が行う事後評価に協力しなければならない。

2 都道府県等

都道府県等は、実施要綱第9の2に定めた体制の下、事後評価を行い、事後評価報告書として取りまとめ、水産庁に報告する。

3 水産庁

水産庁は報告のあった事後評価報告書について、以下の点について検証を行い、不適切と認められるときには必要な修正を求めるものとする。

- ① 必要な情報が可能な範囲で収集・整理されているかどうか。
- ② 便益の算出方法等が妥当であるかどうか。
- ③ 事業に対する総合的な事後評価が適切に行われているかどうか。
- ④ 魚価の変動等により事業計画策定時に想定した成果目標の補正を行った場合、その理由が適正であるかどうか。また、補正を行った成果目標が適正であるかどうか。
- ⑤ 成果目標が達成されていない場合に、やむを得ない事情があると認められるかどうか。

第5 成果目標が達成されていない場合の措置

- 1 実施要領第5の2(1)に基づき都道府県等が策定する改善計画の期間は、3年度以内とし、都道府県等は改善計画の内容につき水産庁と協議しなければならない。
- 2 実施要領第5の2(2)に定めるやむを得ない事情とは、以下の場合とする。
 - ① 水産資源の変動、災害等、事業計画策定時には予期できない自然現象により大きな影響を受けた場合
 - ② 魚価の落ち込み、漁業経営体の倒産、漁船事故等、事業計画策定時には予期できない社会経済情勢の変化により大きな影響を受けた場合
- 3 成果目標が達成されていない場合、2に定められたやむを得ない事情があると認められる場合を除き、水産庁は、事後評価を行った年度の翌年度における都道府県等に対する交付金額について、以下の①又は②のいずれか大きい数をガイドラインに基づき定める交付率に乗ずることにより、減額措置を講ずる。
 - ① $1 - A \times 0.02$
 - ② $1 - A / B \times 0.1$

- A : 事後評価を行った年度において、評価対象となる事業のうち成果目標が達成されていない事業数
- B : 事後評価を行った年度において、評価対象となる総事業数

- 4 2に規定したやむを得ない事情により成果目標が達成されていない場合、都道府県等は、成果目標の内容を見直した上で、3年度以内の期間の改善計画を策定し、水産庁に協議することができる。
- 5 1又は4により改善計画を策定した都道府県等は、当該改善計画の最終年度の翌年度に再度事後評価を行い、事後評価報告書を水産庁に提出する。
- 6 都道府県等は、5において成果目標が達成されていない場合、実施要領第5の2(3)に定める合理的な理由があると認められるときは、再度改善計画を策定することができる。
- 7 6により再度策定した改善計画の協議及び事後評価は1、4及び5に準ずる。
- 8 6により再度策定した改善計画の事後評価において、成果目標が達成されていない場合の措置は、実施要領の第5の2(3)に準ずる。

第6 結果の公表

都道府県等は、事後評価の内容及び評価の結果等を公表することとする。